

〔令和7年度〕

1. 排ガス中のばい煙測定結果（第三者機関による測定）

[1号炉]

項目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	協定値 ※1
測定日	R7.4.10	R7.7.3	R7.9.4	R7.11.18			—
結果の得られた日	R7.4.24	R7.7.24	R7.9.26	R7.12.5			—
硫黄酸化物 [ppm]	3			≤ 2			30以下
塩化水素 [ppm]	4			≤ 4			50以下
窒素酸化物 [ppm]	30			27			50以下
ばいじん [g/m ³ N]	≤ 0.001			≤ 0.001			0.01以下
全水銀 [μg/m ³ N]	≤ 2	≤ 2		≤ 2			30以下

[2号炉]

項目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	協定値 ※1
測定日	R7.4.10	R7.7.3	R7.9.4	R7.11.18			—
結果の得られた日	R7.4.24	R7.7.24	R7.9.26	R7.12.5			—
硫黄酸化物 [ppm]	2			≤ 2			30以下
塩化水素 [ppm]	4			≤ 3			50以下
窒素酸化物 [ppm]	36			25			50以下
ばいじん [g/m ³ N]	≤ 0.001			≤ 0.001			0.01以下
全水銀 [μg/m ³ N]	≤ 2	≤ 2		≤ 2			30以下

備考：測定値は全て酸素濃度12%換算値を示す。

※1 協定値は「環境保全協定書」の排出基準値を示す。

2. 排ガス中のダイオキシン類測定結果（第三者機関による測定）

[1号炉]

項目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	協定値 ※1
測定日	R7.4.10	R7.7.3	R7.9.4	R7.11.18			—
結果の得られた日	R7.4.25	R7.7.28	R7.9.26	R7.12.19			—
ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]	0.000040	0.0089	0.00010	0.00014			0.05以下

[2号炉]

項目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	協定値 ※1
測定日	R7.4.10	R7.7.3	R7.9.4	R7.11.18			—
結果の得られた日	R7.4.25	R7.7.28	R7.9.26	R7.12.19			—
ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]	0.000026	0.0013	0.000012	0.0000020			0.05以下

備考：測定値は全て酸素濃度12%換算値を示す。

※1 協定値は「環境保全協定書」の排出基準値を示す。

3. 焼却灰（主灰）、集じん灰中のダイオキシン類測定結果（第三者機関による測定）

項目	1回目	2回目	3回目	4回目	基準値 ※2
測定日	R7.4.10	R7.7.3	R7.11.18		—
結果の得られた日	R7.4.25	R7.7.28	R7.12.19		—
ダイオキシン類 [ng-TEQ/g]	焼却灰（主 1号炉 灰）	0.0029	0.00011	0.0014	3以下
	2号炉	0.0016	0.00013	0.00042	
	集じん灰	0.22	0.13	0.26	

備考：※2 基準値は「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく処理基準値を示す。